

令和2年第3回七戸町議会定例会 会議録（第3号）

令和2年9月11日（金） 午前10時00分 開議

○議事日程

- 日程第 1 議案第81号 七戸町二ツ森貝塚館条例の制定について
- 日程第 2 議案第82号 七戸町手数料条例の一部を改正する条例について
- 日程第 3 議案第83号 七戸町体育施設設置条例の一部を改正する条例について
- 日程第 4 議案第84号 七戸町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について
- 日程第 5 議案第85号 七戸町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について
- 日程第 6 議案第86号 七戸町農産物加工センターの設置及び管理運営に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第 7 議案第87号 七戸町寺下地区飲料水供給事業給水条例を廃止する条例について
- 日程第 8 議案第74号 令和2年度七戸町一般会計補正予算（第5号）
- 日程第 9 議案第75号 令和2年度七戸町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）
- 日程第10 議案第76号 令和2年度七戸町介護保険特別会計補正予算（第2号）
- 日程第11 議案第77号 令和2年度七戸町公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）
- 日程第12 議案第78号 令和2年度七戸町農業集落排水事業特別会計補正予算（第2号）
- 日程第13 議案第79号 令和2年度七戸町水道事業会計補正予算（第2号）
- 日程第14 議案第80号 令和元年度七戸町各会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第15 報告第20号 令和元年度決算に基づく七戸町の健全化判断比率及び資金不足比率の報告について
- 日程第16 発議第 5号 新型コロナウイルス感染症の影響に伴う地方財政の急激な悪化に対し地方税財源の確保を求める意見書の提出について
- 日程第17 発議第 6号 地方財政の充実・強化を求める意見書の提出について
- 日程第18 議員派遣について
- 追加日程第1 議案第88号 工事請負変更契約の締結について

(上見町橋橋梁整備工事)

○本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

○出席議員（15名）

議長	16番	瀬川左一君	副議長	15番	盛田惠津子君
	1番	中野正章君		2番	山本泰二君
	3番	向中野幸八君		4番	二ツ森英樹君
	5番	小坂義貞君		6番	澤田公勇君
	7番	呷清悦君		8番	岡村茂雄君
	9番	附田俊仁君		11番	田嶋輝雄君
	12番	三上正二君		13番	田島政義君
	14番	白石洋君			

○欠席議員（1名）

10番 佐々木寿夫君

○説明のため会議に出席した者の職氏名

町長	小又勉君	副町長	高坂信一君
総務課長	中野昭弘君	支所長 (兼庶務課長)	小山彦逸君
企画調整課長 (兼地域おこし総合戦略課長)	田嶋邦貴君	財政課長	金見勝弘君
会計管理者 (兼会計課長)	原田秋夫君	税務課長	附田敬吾君
町民課長	原子保幸君	社会生活課長	澤山晶男君
健康福祉課長	井上健君	商工観光課長	附田良亮君
農林課長	鳥谷部勉君	建設課長	氣田雅之君
上下水道課長	仁和圭昭君	教育長	附田道大君
学務課長	鳥谷部慎一郎君	生涯学習課長	田中健一君
世界遺産対策室長	甲田美喜雄君	中央公民館長	高田博範君
南公民館長 (兼中央図書館長)	高田美由紀君	農業委員会会長	天間俊一君
農業委員会事務局長	三上義也君	代表監査委員	野田幸子君
監査委員事務局長	天間孝栄君	選挙管理委員会委員長	新館文夫君

選挙管理委員会事務局長 原 子 保 幸 君

○職務のため会議に出席した事務局職員

事 務 局 長 天 間 孝 栄 君 事 務 局 次 長 鳥 谷 部 伸 一 君

○会議を傍聴した者（5名）

○会議の経過

○開議宣告

- 議長（瀬川左一君） 皆さん、おはようございます。
ただいまの出席議員は15名で、定足数に達しております。
したがって、令和2年第3回七戸町議会定例会は成立しました。
議長において作成しました議事日程は、お手元に配付したとおりであります。
これより、9月7日の会議に引き続き、本日の会議を開きます。
-

○日程第1 議案第81号

- 議長（瀬川左一君） 日程第1 議案第81号七戸町二ツ森貝塚館条例の制定についてを議題といたします。
これより、質疑に入ります。
発言を許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

- 議長（瀬川左一君） 質疑がありませんので、質疑を終結します。
これより、討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

- 議長（瀬川左一君） 討論がありませんので、これをもって討論を終結します。
これより、本案について採決します。
本案は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

- 議長（瀬川左一君） 御異議なしと認めます。
したがって、議案第81号七戸町二ツ森貝塚館条例の制定については、原案のとおり可決されました。
-

○日程第2 議案第82号

- 議長（瀬川左一君） 日程第2 議案第82号七戸町手数料条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。
これより、質疑に入ります。
発言を許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

- 議長（瀬川左一君） 質疑がありませんので、これをもって質疑を終結します。
これより、討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

- 議長（瀬川左一君） 討論がありませんので、これをもって討論を終結します。

これより、本案について採決します。

本案は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(瀬川左一君) 御異議なしと認めます。

したがいまして、議案第82号七戸町手数料条例の一部を改正する条例については、原案のとおり可決されました。

○日程第3 議案第83号

○議長(瀬川左一君) 日程第3 議案第83号七戸町体育施設設置条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

これより、質疑に入ります。

発言を許します。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(瀬川左一君) 質疑がありませんので、これをもって質疑を終結します。

これより、討論を行います。討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(瀬川左一君) 討論がありませんので、これをもって討論を終結します。

これより、本案について採決します。

本案は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(瀬川左一君) 御異議なしと認めます。

したがいまして、議案第83号七戸町体育施設設置条例の一部を改正する条例については、原案のとおり可決されました。

○日程第4 議案第84号

○議長(瀬川左一君) 日程第4 議案第84号七戸町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

これより、質疑に入ります。

発言を許します。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(瀬川左一君) 質疑がありませんので、これをもって質疑を終結します。

これより、討論を行います。討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(瀬川左一君) 討論がありませんので、これをもって討論を終結します。

これより、本案について採決します。

本案は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(瀬川左一君) 御異議なしと認めます。

したがいまして、議案第84号七戸町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例については、原案のとおり可決されました。

○日程第5 議案第85号

○議長(瀬川左一君) 日程第5 議案第85号七戸町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

これより、質疑に入ります。

発言を許します。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(瀬川左一君) 質疑がありませんので、これをもって質疑を終結します。

これより、討論を行います。討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(瀬川左一君) 討論がありませんので、これをもって討論を終結します。

これより、本案について採決します。

本案は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(瀬川左一君) 御異議なしと認めます。

したがいまして、議案第85号七戸町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例については、原案のとおり可決されました。

○日程第6 議案第86号

○議長(瀬川左一君) 日程第6 議案第86号七戸町農産物加工センターの設置及び管理運営に関する条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

これより、質疑に入ります。

発言を許します。

12番議員。

○12番(三上正二君) ちょっと前に聞いたことあったと思うのだけれども、忘れたので教えてください。

この加工センターで加工したのですが、責任者というのは、作った人が責任者なのか。その辺はどうなっているわけ。例えば、道の駅あたりで売られている場合、加工センターで加工したものを売っています。表示義務というのがありますよね。前にもこれ聞いたことあるのだけれども、その責任、何かトラブルがあったときの責任というのは、ど

こになるのですか。ややもすれば、町そのものが例えばPL法だとかそういうのありますので、そういうのは訴えられる可能性もあるかもしれないので、ちょっとそこら辺を教えてくださいませんか。

○議長（瀬川左一君） 農林課長。

○農林課長（鳥谷部勉君） お答えいたします。

衛生管理責任者のことだと思いますけれども、加工友の会の会長が、その衛生管理責任者を常に取りつてある状態で、販売しているときの表示方法でございますが、その製造元ということが加工友の会の会長名になっております。販売者のほうが、実加工した人の名前販売しております。責任ということになってきますと、おおむねであれば販売者のほうで責任を負うことになると思われますが、その他の町とか、製造の代表になっている方の責任ということも問われかねないということで、その対応としては、一応保険というのには入っております。また、今までであれば、その衛生管理責任者というのは、ずっと会長のみ取得でございましたけれども、衛生管理法が厳しくなっているということから、昨年からの衛生管理責任者資格というのを会員の方々に取っていただくように、昨年は1回でしたけれども、研修を受けていただいて、資格証というものをいただくようにしております。現在、会員のほうは五十数名おりますけれども、販売のほうまで手がけているのは、約二十数名程度ということで、昨年、その研修を終えて、資格を取得している方は、20名ほどになっております。

以上でございます。

○議長（瀬川左一君） 12番議員。

○12番（三上正二君） 今、こういう御時世で、テイクアウトとか、そういうのは道の駅あたりでの売上げも伸びていると思うのです。特に、加工とか、そういうのは、非常にいいことなのですけれども、ただ、私の会社もPL法に入っているのですけれども、訴える側、もし何かあったときの訴えは、どこを訴えてもいい。関係しているところを。販売者でなくても、衛生管理者でなくても、関係していれば、ややもすれば、行政が、役場が訴えられる可能性があるのです。だから、その辺のところを、あそこは非常にこれからも伸びていくと思うのです。ただ、そのためにもこの守りという形のところをどういうふうにして。それからPL法はどれくらいの額に入っているのか。その対策とかを含めて、PL法に入っていると思いますけれども、その金額は。あとは、町長のほうから、そういう道の駅の形、ややもすれば業者のほうに訴えられる可能性があります。その辺のところをこれから伸ばすためにも、もし何かありましたら教えてください。まずPL法の保険金額。入っているのでしょうか。

○議長（瀬川左一君） 農林課長。

○農林課長（鳥谷部勉君） PL法の関係のその状態については、今ちょっと手元に資料がないので、お答えできませんけれども、今後のこの農産物加工センターの運用ということでは、今、条例改正をして、来年からスタートするわけですが、仕様に限って

は、その衛生管理責任者資格を所有していることとか、もし販売するのであれば、営業届の資格を有していることとかというのを前提条件として貸出ししていく方向で、今、検討しているところでございます。

○議長（瀬川左一君） ほかにありませんか。

町長。

○町長（小又 勉君） お答えします。

この部分については、ある程度のグレーな部分というのは正直あります。しかし、今までずっと見てきて、町として加工の現場に行きますと、やはり衛生上ちょっとよくないなという感じもしました。機器も、いわゆる加工の様々な機械があります。機器がありますけれども、それも古くなってきているということで、これも順次更新をして、ほぼ完了しております。

今の訴訟の社会ということで、もし食中毒なり、あるいはまた何らかのそういう事故があつて、訴えが起きるといふ製造物の責任者、責任というものは出てきます。余りそういったもので、もし起きた場合に善意に期待できないということになると思います。ですから、作る側には、やはり衛生管理、そういったものを徹底していただくように、これはもう指導、さらに徹底していかなければならないと思います。厳密にいけば、もう幾らも出せないこととなります。となると、道の駅、これはどこも同じですけども、もう物が足りない、成り立たないという状況にもなりますので、そういう事故が起きないように、町としてできるだけ最大限の努力は払っていきたくと、そのように考えています。

○議長（瀬川左一君） ほかにありませんか。

7番議員。

○7番（昗 清悦君） 今まで、この加工施設、8時から5時まで使える施設だと思つて、会員も管理者も8時に開けて作業始めていたのですけれども、担当者が変わって条例よく見たら9時から5時まで使える施設になっていたということで、これには第1条から第3条までではないので、ホームページのほうから見たら、施設の時間までは書いていなかったのですけれども、その施設を開ける時間、閉める時間というのは、これとまた別の条例になるのか伺います。

○議長（瀬川左一君） 農林課長。

○農林課長（鳥谷部勉君） 加工センターの利用時間というのは、この本条例の中で示されているものです。ただ今は、改定される部分のみが表示されているので、ここには出てきていないと思われます。

○議長（瀬川左一君） 7番議員。

○7番（昗 清悦君） 当初9時からと設定した理由はよく分からないのですけれども、使う側にすると大体の企業が8時5時を基本にしているとしたら、その使う時間も、もし条例が9時だとすれば、8時に直したほうが使いやすいとは思うのですけれども、今回は出ていないようでも、その予定があるのか伺います。

○議長（瀬川左一君） 農林課長。

○農林課長（鳥谷部勉君） お答えいたします。

当初は町直営で、町の職員が鍵を開けに行ったり、準備したりするというので、役場の勤務時間が8時15分からでございますので、そこに鍵を開けに行くとか何とかという時間を考慮して、開始ができるのが9時という想定で9時からという条例にしてあると思いますが、今、利用時間が、できれば早い時間というお話であると思いますので、そこは利用者の友の会の方々の意見を参考にしながら、条例改正できるものは条例改正していきたいと思います。

○議長（瀬川左一君） ほかにありませんか。

9番議員。

○9番（附田俊仁君） 町の方向性として、この加工センターは、農家の方々の農産物の付加価値をつけるための施設という捉え方で、当初、私がこのセンターいいなと思ったのは、企業の方々が試験的に使ってみて、どうやら事業に乗りそうだ。よって、自分たちで設備投資をして、工場を造る前の前段階の研究というのがそもそもの目的でなければおかしいのではないのかというふうに考えていて、先ほど12番議員もおっしゃっていたのですが、食品衛生法というのは非常に厳しいです。保健所は、一番最初の許可のときには何も言いませんが、網戸の設置とか、衛生管理はこういうふうにしなさいとかと軽く言ってくるのです。実際、食中毒は、私も出したことはないのですが、食中毒が出た時点で、衛生六法というすごい分厚い本、法律を持ってきて、徹底的にやられます。なので、このところについては、営業目的でこの加工センターを使うという前提でいくのか、もしくは当初のこのセンターの利用目的のところていくのかということところは明確にしてかからないと、中途半端ではちょっとおっかなくて承認できるものではないと私は考えています。町長、どうでしょうか。

○議長（瀬川左一君） 町長。

○町長（小又 勉君） なかなか答弁しにくい案件ですけれども、さっき言ったとおり、グレーな部分があるというのは実態です。実は、大分前ですけれども、本格的な加工センター、これがあそこにありますから、道の駅七彩館、その隣接した地区に造りたいという思いを持ちまして、加工友の会なり、そういった方々に一応諮られたことがあります。そうしたら、やはり、あえてそれは要らないと。今のところで十分だと。十分でしょう。多分そんなに逼迫していないという状況ですから。そうしたら、さっきの申し上げたとおり、行ってみたら非常に不衛生な、もう機器もかなり年数がたって、非常に古いと。たまには故障したりと、そういったものがある。では、最低ここをきれいにしましょうということで、その機器の更新をして、今ではそれが終わって、まあまあ大丈夫かなと思いますが、おっしゃるとおり、訴えられたりとか何かあると、実は大変なことになります。町営の施設でもありますし、本来はあれは営業目的ではなくて、いわゆる農家の人たちの自家消費分の加工とか、あるいはまた試験的にやってみるとかということでスタートした施設

であります。だけれども、能力からして、今、端的に言えば営業になっていると。そういった加工もありまして、願わくばこっちではそういったものを起こさないように、最大限の注意を払ってやってくださいと。そういうことでお願いをしておりますし、それに対して保健所が来て、衛生状態は大丈夫という許可も得ているという状況ですから、それのできるだけうまく使っていきたいと思います。

○議長（瀬川左一君） 9番議員。

○9番（附田俊仁君） 利用基準として、例えば町内で販売をするところまではいいですよと。ネット販売するのだったらもう全国展開という話になるので、そうなってくると御遠慮くださいとか、そもそもの使用目的というのがございますから、その利用目的から外れたものについては、だんだんに自分たちで、自前で物を用立てていく、採算が合う、合わないというのが当然出てきますから、その部分はあるのですが、そこはやはり明確にしておかないと、消費者が一番金取りやすいところを訴えます。だから、個人の製造者ではなくて、そこに町の名前があれば、確実に町が訴えられることは間違いないでしょう。確実にお金取れるところに来ますから。そういうものなのです。なので、そういうことをしっかりと考慮されて、条例をまた組み直す、規則をもう1回つくるのであれば、利用を、最初の入り口は広く、出口は自分たちが採算合うようになったら、自分たち、自前で作るのが当然な話ですから。事業として成り立たさなければならぬので、そこをしっかりと指導していただきたいと思います。

○議長（瀬川左一君） 要望でいいですか。

ほかにありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（瀬川左一君） 質疑がありませんので、質疑を終結します。

これより、討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（瀬川左一君） 討論がありませんので、これをもって討論を終結します。

これより、本案について採決します。

本案は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（瀬川左一君） 御異議なしと認めます。

したがいまして、議案第86号七戸町農産物加工センターの設置及び管理運営に関する条例の一部を改正する条例については、原案のとおり可決されました。

○日程第7 議案第87号

○議長（瀬川左一君） 日程第7 議案第87号七戸町寺下地区飲料水供給事業給水条例を廃止する条例についてを議題といたします。

これより、質疑に入ります。

発言を許します。

12番議員。

○12番(三上正二君) うちの地域だからよく分かるのですけれども、人がいなくなったから廃止、これはいいのですけれども。例えば、これはたしか上水道は行ってないで、その地域だけの水道があったと記憶しています。これはこれでいいのですけれども、例えば昔はそこに村がありました。でも、そこに人がいなくなったと。しかもそれが町の上水道が行ってました。この場合はどういう判断基準になるのでしょうか。言っていることは分かりますか。今の場合はたまたまこれ、簡易水道だから、町の上水道と関係ないからいい。指定しているけど人がいなくなったらやめました、これはいいのです。けれども、まだ実際、うちのほうの地域に鷹ノ巣というところがあるのです。昔、そこに集落が五、六件かな、もっとあったのかな、あったのですけれども、今は誰もいなくなったのです。だけれども、今はそこに小屋とかそういうのはあるのだからいいのだけれども、今も上水道の工事をしているはずで。あの管の入替えを。でも、もしそこに小屋とかそういうのあるときは水を使っていい。それも何もなくなったときにはどうなるのですか。

○議長(瀬川左一君) 上下水道課長。

○上下水道課長(仁和圭和君) お答えします。

いわゆる住宅世帯戸数とか減少等に伴って、一旦給水状況はないものの、幹線排水管としては、これは残すことになっておりますので、給水設備としては止めることはできるのですけれども、幹線としてはそのまま、現状のままという捉え方です。

○議長(瀬川左一君) 12番議員。

○12番(三上正二君) というのは、これからだんだんに人、世帯数が増えているのか減っているのかは別として、不便なところにいた人たちは移転しますよね。そうすると、そこに人がいなくなる。だけれども、この前の予算でも、水道でも、全部これ、漏水しているから、全部この石綿管を入替えしていきます。そういうのも全部かかってきます。でも、そのときには、そういう場所についての話なのです。分かりますね。今、たしか、この鷹ノ巣の地域のやつは、今、中村から行っていて、工事しているはずで。実際に、毎日、私見ているから。でも、そのときは、鷹ノ巣のいつも人がいないところでも、優先順位ですってやるのかなということです。

○議長(瀬川左一君) 上下水道課長。

○上下水道課長(仁和圭和君) お答えします。

まず幹線の、その地区を連絡する区域については、それは重要幹線の排水管が通っていれば、それは一時的に止めるとか、そういうことはできないのですけれども、いわゆる末端地区というところでは、その地区のところの幹線部分についての停止ということは十分考えられると思います。

○議長(瀬川左一君) ほかにありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長（瀬川左一君） 質疑がありませんので、これをもって質疑を終結します。
これより、討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（瀬川左一君） 討論がありませんので、これをもって討論を終結します。
これより、本案について採決します。

本案は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（瀬川左一君） 御異議なしと認めます。

したがいまして、議案第87号七戸町寺下地区飲料水供給事業給水条例を廃止する条例については、原案のとおり可決されました。

○日程第8 議案第74号

○議長（瀬川左一君） 日程第8 議案第74号令和2年度七戸町一般会計補正予算（第5号）を議題といたします。

これより、質疑に入ります。

質疑は、事項別明細書により行います。

歳入から行います。

9ページから12ページまでの歳入全般にわたり、発言を許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（瀬川左一君） 次に、歳出に入ります。

13ページ、1款1項1目議会費から18ページ、2款5項2目指定統計費まで、発言を許します。

1番議員。

○1番（中野正章君） 17ページ、2款の一番上です。17ページ、2款の上。野菜等供給力強靱化対策事業費補助金2,000万円。これ、少し説明お願いします。

○議長（瀬川左一君） 農林課長。

○農林課長（鳥谷部勉君） お答えいたします。

野菜生産力供給力強靱化対策事業でございますが、コロナ対策の農林事業の補助事業でございます。対象といたしますのは、国庫補助で通常行われております強い農業づくり交付金の対象となる事業を想定しております。事業費はおおむね5,000万円前後の事業費以上のものが対象になってくる事業でございます。先般、昨年度より、その強い農業づくり交付金に手挙げをしている事業団体等がございましたけれども、残念ながらポイント等、各地区との競合によって採択とはなりませんでした。今、コロナ対策で力を入れています野菜供給ということで、地元野菜等を使ったものを使った事業でございますが、これで県のほうの事業で同様の事業を想定しております、その国庫補助等で採択にならなかった事業けれども、大変有効な事業をやる計画があるので、県としてもそういう事業

者を救いたいということで計画しているという話の中で、町のほうとしましても、町内加工団体、そういう野菜強靱化に対する事業を実施して、事業としては町分、県分と別れますけれども、そういうかさ上げ的な補助をしていきたいということで計画をしているものがございます。

○議長（瀬川左一君） ほかにありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（瀬川左一君） 次に、18ページ、3款1項1目社会福祉総務費から24ページ、7款1項7目公園管理費まで、発言を許します。

9番議員。

○9番（附田俊仁君） 23ページ、6款6目の道の駅の施設なのですが、先般、産直友の会が独立をして、町が力になっているわけですが、その後、進展はどうなっていましたでしょうか。今の産直友の会の運用は、順調かどうかという質問です。

○議長（瀬川左一君） 商工観光課長。

○商工観光課長（附田良亮君） お答えいたします。

町が直接管理している産直施設の運営状態がどうかということでよろしかったでしょうか。

コロナの影響等々を含めて説明しますと、道の駅全体としては、4月から8月までの売上げ等は、前年比85%。約ですが、全体としては約85%。産直施設を見ると、前年比90%という状態になっております。

以上です。

○議長（瀬川左一君） 9番議員。

○9番（附田俊仁君） 売上げは分かりました。その運用の方法等で、その後問題なく、当初議会で結構問題になって、町の直営ということになったわけですが、その運用上、問題はないかどうかということと、あと今後の見通し。このまま町の運営でいくのかどうかということも含めて答弁願います。

○議長（瀬川左一君） 商工観光課長。

○商工観光課長（附田良亮君） お答えいたします。

今の指定管理期間が令和3年度で終わります。来年度で終わります。そのときに当然来る前に、今のいわゆる物産館と産直施設を両方で指定管理に出すのか、あるいは別々に出すとか、あるいは今の状態で産直施設については、直接町がタッチするのかなという方法があります。今はまだ何がいいかというのは分かりません。取りあえずは、去年、一昨年から利用する方に不便のないように経営を持っていくということでやってきました。これから、まさにそのことを検討していくときがきたなと感じております。

以上です。

○議長（瀬川左一君） 9番議員。

○9番（附田俊仁君） 議長、休憩をお願いします。

○議長（瀬川左一君） 休憩します。

休憩 午前10時37分

再開 午前10時40分

○議長（瀬川左一君） 休憩を取り消し、会議を開きます。

12番議員。

○12番（三上正二君） 今の道の駅の件なのですけれども、前に町長が言ったとおり、今、高規格道路か、その次、みちのく有料道路のところまで来ますよね。そうになると、車の流れがかなり変わってきます。それと併せたときに、道の駅が今までみたいな形になるかという、これは流れが変わりますので、必ず減ります。そうなったときに、増やすぞという形の中では、かなりこれ、力を入れなければならないと思うのです。

そこで、先ほど農産物加工センターのことで町長触れましたけれども、二つあります。一つは、例えば農産物をあそこに出してあるのを、窒素ガスとかそういうのを入れると、日持ちが1日、2日延びるのです。だから、そういうのを検討して。それがまず野菜の分です。それから、加工するにも、あその場所、さっき附田議員も言いましたけれども、あその、左組のあそこも悪くはないのですよ。だけれども、将来的にあそこの中、道の駅の中に、町長言ったように、あの近くの中に施設を造ってやると。ただし、そのときにはグレードも高いもの。要するに技術を要するのはなかなか難しいと思うのです。そういう形でやるのはどうか。それから、さっきも言ったけれども、町内で販売するのと、それからインターネットとか、そういう形のもの、それは例えば、道の駅がアンテナショップと考えたときには、それを媒体としてインターネットとか、そういうのは、それは大いに結構だと思います。その辺の考えは、どんなものでしょうか。

○議長（瀬川左一君） 町長。

○町長（小又 勉君） 産直施設については、生鮮ということで、もちろんいろいろな日持ちのする野菜もありますけれども、特に生鮮部門、それも朝取りで、もうその日のうちに売り切ってしまうというのが原則。持ち越すと、もう鮮度が落ちると。そこで評価が下がると。だから窒素ガス、それはちょっと知識がありませんので、全くそのまま日持ちがするのか、その辺はこれからの検討になると思いますが、いずれにしても、とにかくもう売れ残ったら持ち帰ってくださいと。何日か持つのは、今エアコンを、あそこをさらに強力な、換気をよくするというで交換することにして、よく要望を受けました。もっと温度を下げてください。夜のです。そういったことの対応をまずすることにしております。

上北道、上北天間林道路、附田の、あそこにインターができた時点で心配しました。交通の流れ。そうしたら、さほど通行量は落ちていないということもありますが、もう一つ心配な部分が、十和田おいらせ農協で今、「かだあ〜れ」、もうそろそろオープン近くなってきますけれども、あの影響が果たしていかほどかということでもあります。ですから、全線開通と、もう一つのその産直施設、それができることによる影響というのは

若干心配していますので、そこはそれに負けないような、いわゆる今、青森県1位という評価をいただけてますから、これを落とさないように、皆さんに努力してもらおうということで進めてまいりたいと思います。

○議長（瀬川左一君） ほかにありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（瀬川左一君） 次に、24ページ、8款1項1目土木総務費から30ページ、13款1項5目農業集落排水事業特別会計操出金まで、発言を許します。

5番議員。

○5番（小坂義貞君） 25ページの9款消防費、これ減額ですけれども、ちょっと金額が大きいもので、1億583万9,000円ですか、これは、行事とか事業というか、そういうようなものだと思いますけれども、その内訳を説明お願いします。

○議長（瀬川左一君） 総務課長。

○総務課長（中野昭弘君） お答えいたします。

この1億583万9,000円の減額でございますが、これは中部広域事業組合の消防費の負担金として歳出するところでございます。当初、4億926万5,000円という負担金の額を計上してございましたが、これは毎年のことなのですが、電源立地地域対策交付金という交付金がございます、これが7月頃に確定いたします。その額が、今回減額しております1億583万9,000円でございます、この交付金が直接中部消防の負担金として中部のほうへ交付になりますので、当初町で見込んでいた4億926万5,000円からこの交付額を差引きして、実際には3億342万6,000円という額が町から出る中部消防に対する負担金の額となっております。

以上です。

○議長（瀬川左一君） ほかにありませんか。

13番議員。

○13番（田島政義君） 10款の5目、関連して。これちょっと小山さんのほうが分かるのかな。実は、昨日たまたま議会終わって帰ったら、東門の歩く道路のところに、前、松の木を倒したベンチがあったと。ベンチが。それが、もう腐って、外したっきり、もう置いていないと。老人の方々が散歩道にすごくいいのだそうです、あそこが。道路歩くより危なくなくていい。だけれども、帰り、休むのにちょうどよかったのが、ないということで、あのベンチの復元ができないのかどうかということで、昨日言われました。行ったこともなかったのだから分らなかったのですが、その辺ちょっと説明してください。

○議長（瀬川左一君） 世界遺産対策室長。

○世界遺産対策室長（甲田美喜雄君） お答えいたします。

ベンチが古くなって、遊歩道になくなって撤去したということで、実際、利用したいという住民からの御意見もいろいろいただいております。今、どういう形のベンチがいいのか。それこそ、今までどおり、木の物がいいのか、それとも腐らない材質の物がいいの

かというのを今検討しているところでして、できればあの場所的には、腐らない材質の物がいいだろうというところで、その部分を何にするのかということ今検討しております、新年度予算のほうでできれば計上して、来年度春から使えるような形で考えているところです。

○議長（瀬川左一君） 13番議員。

○13番（田島政義君） 老人の方々ですから、早く対応してやらないと、座る前に駄目になっても困りますから、そういうのをひとつよろしく願います。要望です。

○議長（瀬川左一君） 14番議員。

○14番（白石洋君） 27ページの教育振興費に関連いたしまして質問したいと思います。非常に私の話を聞いていて、もしかすれば少し議案とは遠い問題ではないのというふうなことを言われがちかもしれませんが、ひとつお許しをいただいて質問を許可していただきたいと、こう思いますので、教育振興費に関して質問を申し上げたいと思います。

先月、8月6日でした。デーリー東北の新聞に、青森県の高校教育の在り方について、いわゆる改革を推進し、計画の基本方針を改めたと。そういうような記事が載っております、私どもも、県内において、この地域において、高校を持っている町として、かつては八甲田高校をなくしたという非常に悲しい思いをしたことがあります。どうして都会でないと教育ができないのだと、何もいいのではないのと。そう思って、悔しい思いをしたことがありますものですから、あえて今申し上げたいと思います。

その中では、2023年度においては、もう全国から生徒を募集するのだというふうなことまで考えたことが新聞に載っておったわけでありまして、そこで、その新聞の中では、岩手県の葛巻町、私も何回か行ったことがありますけれども、非常に酪農の盛んな町でありまして、それにまた教育の熱心な町であることはもちろんでありますけれども、ワイン工場を持ったり、あるいはまた宿泊施設を持ったりというようなことで、非常にそういう意味では、優れた、町としても尊敬できるすばらしい町だと思って、何回かお邪魔したことがあります、そこで高校であるわけですが、その町では、いわゆる葛巻町の山村留学制度というようなものを町で制定して、そして一生懸命やっているのだというふうなことで、2015年に、今から5年前に始めたわけでありまして、今はもう町外から、今年度も16名ですか、そして県立葛巻高校の生徒数が131名ぐらいあるのだそうでございますけれども、その中で町外からおいでになっている子供たちが29人もおられると。こういう留学生がおられるということは、すごいことだと思えます。2割強、おいでになっているわけですから、やはり葛巻町自体で今お金はかかるかも分からないけれども、将来を見据えたときには、大変な財産を私は残していつてくれるのだと、そういうふうな今思っているところでもありますし、5年たちましたので、もう県内に卒業生が就職しているのだというようなこともあるものですから、私どもの七戸高校も、今三百五、六十人ありますか。そうこうしているうちに、だんだん今3クラスとか4クラス

あるわけですが、これが2クラスぐらいになってくると、いわゆる三本木農業高校、学校名まで変えながら、六戸、それから十和田西を抱えて、学校統合するのだというふうなことの弊害が、我が七戸高校にもでる可能性は十分にあると思うのです。ですから、これから5年、10年という時間が、いろいろなことを準備しなければならないし、いろいろなことを考えて、出していかなければならないわけですので、それまでの時間があるものですから、そう思っておりましたところ、何か近々に我が町の教育長がその葛巻町を訪れると、こういう話を伺ったものですから、これはいい機会にいい話を聞きたいものだなと、こう思って、多分このことについてのお話を前提してお出かけになられると思いますけれども、ひとつその心意気と申しますか、どういうふうな我が町の教育委員会委員として取り入れていこうかということ等について、今こういう時間無理してお願いして、私話しているものですから、かいつまんで結構でございますので、ひとつよろしくどうぞお願い申し上げたいと思います。

○議長（瀬川左一君） 教育長。

○教育長（附田道大君） 白石議員の御質問にお答えします。

15日、葛巻町のほうに行ってまいります。私は非常に七戸高校にすごい思い入れがございまして、実は私14年ほど七戸高校に奉職しましたので、いろいろなこと、総合学科の開設のときから携わっておりますので、これから七戸高校の将来についてということ非常に心配はしております。何とかいい方向にという思いで葛巻のほうに参るということであります。

きっかけとなりましたのは、平成31年の2月22日、七戸高校で藤岡慎二北陸大教授の方が、地域住民を対象として、進学力パワーアップセミナーとか、地域活性化地方高校の魅力化が必要であるということで、島根県隠岐島前高校を例にお話ししたと。このときは、議員の方々も多数おいでになって、お話は聞いておると思います。これがきっかけでありまして、高校の魅力化をどのようにしたらいいだろうかということです。

その一つの原因は、今、白石議員のほうでお話ししたとおり、七戸町、いわゆる郡部の子供たちが、全部市部のほうへ行ってしまうと。ですから、七戸町に残る子供たちは、例えば3分の1ぐらいとか、非常に少ない。そして逆に、十和田市のほうから来る子供たちもいるわけです。

では、なぜ、皆さんもなぜ七戸に残らないのか。答えは簡単だと思います。まず一つは、きれいな言葉で言えば、魅力がないということですよね。ですから、その魅力を、七戸高校に注入するにはどうしたらいいのだろうかということでもあります。これに関して、非常に、島根県の島前高校では、行政、そして高校と結びついて、公営塾、町で塾を運営すると。それから全国から生徒募集というような、いろいろな取組をしているわけです。その結果、その流れを組んで取り組んでいるのが、葛巻高校なわけです。ですから、町のそれにつぎ込んでいる予算というのはすごいものがあります。

この前、ある会議の中で、六ヶ所高校の、あそこはバス代だけで1億円なのです。ス

クールバスだけで。ですから、ああそうだよな、そう考えてみれば確かにそうだ。うちの給食費だって約5,000万円近くかかっていますし、それからスクールバスだってというと、教育にはえらくお金がかかっている。それに、またプラスして、お金をかけて実践しているわけです。ですから、地域で長くこの高校を育てるためには、どうしたらいいだろうかということで、全国で試行錯誤しております。

北海道の学校においても、足寄高校というのですけれども、これすごく、松山千春の出身高校で、有名なのは鈴木宗男さん出身の高校なのです。ここも、もう高校存続できないのではないかと。高校というのは、2学級になりますと、80人の定員です。ところが、40人切れると1クラス。41人だと2クラスになる。これは、たった1人の。これ、町の学校もクラス数が動いてます、それで。ですから、41人になれば2クラスになるのに、私たちの町の中学校でさえも、あと1人あれば3クラスになるのだけれども、いろいろな学校の魅力で地元に残らないで違うほうに行くと2クラスになる。非常に、見えないところで、いろいろなところで弊害があるのです。

そういうことを踏まえまして、長くなりますとあれなので、このことを踏まえて、七戸高校の校長先生とざっくばらんにお話ししました。前の工藤校長先生。今度の和久校長先生。将来どうしたらいいだろうか。いろいろな理屈はあるのです。本もあるのです。けれども、やはり実際にその学校に行ってみて、その感触を確かめなければならないだろうと。私的に言うと、ゆっくり検討と、そういうことはまずいのではないかと。なぜまずいのかというと、学校の教員というのは、人事異動で、管理職の方々、せいぜいいても3年です。だから、余り時間をかけてもまずいなど。教育長だって3年ですから。そういう中において、前向きに検討して動きましようということで、15日に動くということになっています。

いろいろな、葛巻町においても、すごく挑戦しています。本当に数少ない、先ほど生徒数が130人からそのぐらいの学校。大体、人口にして、6,000人かその前後ですから。ですから小さい町なのです。けれども、我が町はということで取り組んでいる。そうすると、七戸町は1万5,000人の町で、我が町はということで取り組まない手はないだろうと。七戸高校の総合学科は5学級でスタートしています。今、3学級です。そして、隣の町では十和田西高校、それから六戸高校、それから三本木農業高校ということで、これが合併して6学級になるのかな。そこに普通学級が二つ作られるのです。その作られた意味は、私よく分かりませんが、理解しようとしていないのかもしれないですけれども、将来、これからどうなるのかなと。そして、その中において、今現在、私たちの地区、三八地区でどのぐらいの学級数が減っているかということ、10から11ぐらい減っています。減ります。次の、令和5年かな、令和5年からになると、またクラス数が、さらにここの地区から減らなければならないのです。そういう計画がずっと策定されているのです。ですから、そのクラス数が減っていく中で、では七戸高校はどうなのというところで、何らかの手だてはして、やはり学校の活性化を図らなければならないだろう

というところで、すごく危機感を持って、今対応をしているところです。

この世界は、非常に厳しい部分もありまして、とにかくいろいろな地域や市部のほうへ学校が集中している。五所川原でも鶴田とか、板柳とか、あの辺まで全部五所川原の市部に行っている。そうすると、郡部というのは何なのだろう。私は、考えようによっては、県の教育の方針の中において、郡部の学校をもう少し育てるような形で持っていくのが、一つの教育行政でないのかなという持論を持っています。けれども、そういう持論はなかなか通用しない。だから、七戸は、そういう意味では頑張りたいなど。できれば、県立高校の七戸高校と連携しながら。

この前の教育改革推進地区意見交換会の中で、県立高校と地区の行政と、これについて県立高校とうまくやれる方法があるのかなというみたいな質問をしたのですが、その学校のためになるのであったら、地区の行政は連携してもよろしいというような答えをいただいていますので、七戸高校の校長先生等と一緒にいきまして、それで見学してきて、いろいろな方法を考えたいと思っております。

以上でよろしいでしょうか。

○議長（瀬川左一君） 14番議員。

○14番（白石洋君） 大変いい話をお伺いさせていただきまして、ありがとうございました。

ところで、いずれにしても、青森県も、全国に向けて生徒を募集すると、こういうことのでございますので、町長いかがですか。これに関しては、かなり、例えば塾を開設するか、葛巻町ではやっているわけだし、また、向こうから来ると、宿舎や何かも建てなければいけないというようなこと等もあるものですから、いわゆる金がかかるわけです。そういったことに対して、そしてまた教育委員会とうまくマッチして、両輪でいかないと成り立っていかないわけですので、そこで町長の心意気をひとつお伺いしたいと、こう思いますので、かいつまんでお願いいたします。

○議長（瀬川左一君） 町長。

○町長（小又勉君） お答えいたします。

令和5年の高校再編に向けて、いろいろ動きがあっております。かつて、五戸町、ものが決まってから存続、高校なくしたくないということで、町立高校も検討したけれども、やはり断念をしたと。だから、そうならない前に何らかの手を打ちたいということで、今、葛巻町のそういった事例を聞きました。あそこは、いわゆる空き教室というか、余裕教室といいましょうか、そういったものを利用して、学習塾と、進路ごとの、そういった方向で徹底して教育をするというようなことのようにありまして、非常に今、やはり希望のある大学に、あるいはまた希望の進路に行けるのではないかと、そういうふうな望みを持った子供たちが多く集まってくれば、これは最高だというふうに思っていて、当然、特別の教師が必要ですから、町費負担のいわゆる今、町でやっているああいった形の指導者、そういった面の採用というのも必要になるかと思えます。当然、お金がかかる

ということになりますし、ましてや町外から、あるいはまた県内、県外となると察なり、そういったものの設置も必要ということになります。この辺は、今、いろいろ調査をして、どういう方向でいけるのか、これも早めに方向出していきたいと思っています。

とにかく、県立高校であるけれども、もう町の歴史とともに歩んできた高校と。我々、七戸町の教育のシンボリックな存在ということですから、何としても存続をさせたいというふうには思っています。また、町のいろいろなイベントにも学校を挙げて参加をさせていただいておまして、これは町の活性化に向けても非常に大事な学校であると思っております。かつては、いろいろな方法、どういう方法あるのかということで、例えば後援会長なり校長なりということでもいろいろと提案をいただきました。これから、早めに調査をして、その方向を、七戸町独自の方向をつけて、それを反映して、これからの生徒の募集にも役立てていければいいなと思っています。何とかして存続をさせたい、そう思っておりますので、ひとつ町も最大限の努力をしていきたいと思えます。

○議長（瀬川左一君） ほかにありませんか。

2番議員。

○2番（山本泰二君） 話が変わりますが、28ページ、10款1目18節七戸町民文化祭、文化祭中止になったということで、様々な事業、お祭りのほうも中止になったりということで、なかなかこういう状況で、様々な行事を開催するにあたっては勇気が必要ということになって、せんだってもスポーツ推進委員会のほうで、協議会のほうでスポレク祭をどうするかという話になりまして、それをやってもいいのではないかと私は思ったのですが、やはり今回はやらないということにしました。

何が言いたいかという、いつまでこういうことを続けるのか。もちろん、答えは出ないと思いますけれども、何らかの指針というか、これを守ったらやってもいいのではないとか、あるいは、これは政府が言うことなのかもしれないですけれども、こういう方針でどうぞというようなことを、何か決めてもらえないものかなと思います。そうしないと、いつまでたっても進まないということになってしまうので。お店に、コロナウイルス対策の店とか、そういうのを貼って、有名無実化している部分もあったりしているのですが、そういう有名無実でない何らかの方針を決めることはできないかということで質問します。

○議長（瀬川左一君） 町長。

○町長（小又 勉君） お答えいたします。

なかなかこれだという決め手はないのでありますけれども、これまで町民文化祭、文化部門も舞台部門、こういったものをひとつやれないかと。文化協会なり。そうすると、今のコロナ全体的なものの意欲というのは、全体に下がっています。今年はいいいという答えをいただきました。そうしたら、あきらめざるを得ないし、今のところ、コロナの患者が増えたり減ったり、幸い青森県は近頃は出ておりませんが、こういった状況がずっと続いていくと、恐らく国もいろいろ段階的にそういった対策を、いわゆる緩和策を取っ

ていくと思います。

一つには、今年の、というよりも、来年ですね、成人式どうするのかということで、公民館長が心配をしました。結構、問い合わせが来ているということだそうでありまして、一生に一度ということで、その回答次第ではその準備をするということになると思いますけれども、ではこれは、人数を聞いたら、父兄を入れるとちょっと多いかもしれないけれども、やりましょうと。やるという方向で、一応公民館長には話をしております。徐々にそういうことで、町も緩和をしていかなければならない。ただ、成人式については、もし周辺とかそういったもので感染者が出た場合には、そういった場合は、例えば公民館から屋内スポーツセンター、もうあれだけ広いところでやると全く問題はなくなるというふうに思います。そういったこともあり得るということで、状況を見ながら、年が替わる、あるいは年度が替わる、そういったものに向けて緩和というのを、やはりその都度都度判断していかなければならない。今から、いつ、何がというのは答えが出しにくいという状況ですけれども、そういう方向でいきたいと思います。

○議長（瀬川左一君） ほかにありませんか。

1 番議員。

○1 番（中野正章君） 今の町民文化祭の、これと関連ですけれども、結局これ、元は産業文化祭りからの流れのあれだと思います。私は、まず農業者の立場で、まず産業文化祭りの体制が変わって、2年ぐらい変わったという中で、やはり周りから寂しくなったということを行います。野菜の共励会がなくなって、あれがあれば、自分のが出していれば足を運ぶのだけれども、なかなか足を運ぶきっかけもないとか、ちょっと寂しいなという意見がありまして、いわゆるこれ、いろいろな経緯があって、形が変わったと思います。私もまだ調査を余りしていないので分かりませんが、そういうふうな不平がちょっとあるということは把握していますでしょうか。

○議長（瀬川左一君） 農林課長。

○農林課長（鳥谷部勉君） お答えいたします。

一部の農家から共励会等がなくなって寂しいという話は、実際何件かあるものの、実際に共励会に出品される農作物の出品数とかになりますと、参加に協力的な方は1世帯数点から数十点出していただけなのでございますけれども、全体的な農業者からの出品数というのは、近年非常に低くなっておりまして、出品数の少ない中から賞を決めていくような状況がしばらく続いておりましたので、いろいろな方策を考えながら、全体的には産業文化健康祭りでスタートしておりましたけれども、そば博等を組み入れたオータムフェスタであるとか、さらには秋の大収穫祭とかという中に農林部門として参加して、いろいろな行事等を組み入れながらやっているところでございます。

以上です。

○議長（瀬川左一君） 1 番議員。

○1 番（中野正章君） ありがとうございます。

私ももう少し調べて、できれば一般質問か何かで、ちょっと意見をまとめてしたいと思います。

以上です。

○議長（瀬川左一君） ほかにありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（瀬川左一君） 次に、歳入歳出全般にわたり、発言を許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（瀬川左一君） ここで、トイレ休憩したいと思います。皆さん、いかがですか。
25分までお願いします。

休憩 午前11時15分

再開 午前11時25分

○議長（瀬川左一君） 休憩を取り消し、会議を開きます。

歳入歳出全般にわたり、発言を許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（瀬川左一君） 質疑がありませんので、これをもって質疑を終結します。

これより、討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（瀬川左一君） 討論がありませんので、これをもって討論を終結します。

これより、本案について採決します。

本案は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（瀬川左一君） 御異議なしと認めます。

したがいまして、議案第74号令和2年度七戸町一般会計補正予算（第5号）は、原案のとおり可決されました。

○日程第9 議案第75号

○議長（瀬川左一君） 日程第9 議案第75号令和2年度七戸町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）を議題といたします。

これより、質疑に入ります。

質疑は、事項別明細書により行います。

歳入歳出全般にわたり、発言を許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（瀬川左一君） 質疑がありませんので、これをもって質疑を終結します。

これより、討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（瀬川左一君） 討論がありませんので、これをもって討論を終結します。

これより、本案について採決します。

本案は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(瀬川左一君) 御異議なしと認めます。

したがいまして、議案第75号令和2年度七戸町後期高齢者医療特別会計補正予算(第2号)は、原案のとおり可決されました。

○日程第10 議案第76号

○議長(瀬川左一君) 日程第10 議案第76号令和2年度七戸町介護保険特別会計補正予算(第2号)を議題といたします。

これより、質疑に入ります。

質疑は、事項別明細書により行います。

歳入歳出全般にわたり、発言を許します。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(瀬川左一君) 質疑がありませんので、これをもって質疑を終結します。

これより、討論を行います。討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(瀬川左一君) 討論がありませんので、これをもって討論を終結します。

これより、本案について採決します。

本案は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(瀬川左一君) 御異議なしと認めます。

したがいまして、議案第76号令和2年度七戸町介護保険特別会計補正予算(第2号)は、原案のとおり可決されました。

○日程第11 議案第77号

○議長(瀬川左一君) 日程第11 議案第77号令和2年度七戸町公共下水道事業特別会計補正予算(第2号)を議題といたします。

これより、質疑に入ります。

質疑は、事項別明細書により行います。

歳入歳出全般にわたり、発言を許します。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(瀬川左一君) 質疑がありませんので、これをもって質疑を終結します。

これより、討論を行います。討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(瀬川左一君) 討論がありませんので、これをもって討論を終結します。

これより、本案について採決します。

本案は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(瀬川左一君) 御異議なしと認めます。

したがいまして、議案第77号令和2年度七戸町公共下水道事業特別会計補正予算(第2号)は、原案のとおり可決されました。

○日程第12 議案第78号

○議長(瀬川左一君) 日程第12 議案第78号令和2年度七戸町農業集落排水事業特別会計補正予算(第2号)を議題といたします。

これより、質疑に入ります。

質疑は、事項別明細書により行います。

歳入歳出全般にわたり、発言を許します。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(瀬川左一君) 質疑がありませんので、これをもって質疑を終結します。

これより、討論を行います。討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(瀬川左一君) 討論がありませんので、これをもって討論を終結します。

これより、本案について採決します。

本案は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(瀬川左一君) 御異議なしと認めます。

したがいまして、議案第78号令和2年度七戸町農業集落排水事業特別会計補正予算(第2号)は、原案のとおり可決されました。

○日程第13 議案第79号

○議長(瀬川左一君) 日程第13 議案第79号令和2年度七戸町水道事業会計補正予算(第2号)を議題といたします。

これより、質疑に入ります。

水道事業会計全般にわたり、発言を許します。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(瀬川左一君) 質疑がありませんので、これをもって質疑を終結します。

これより、討論を行います。討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(瀬川左一君) 討論がありませんので、これをもって討論を終結します。

これより、本案について採決します。

本案は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(瀬川左一君) 御異議なしと認めます。

したがいまして、議案第79号令和2年度七戸町水道事業会計補正予算(第2号)は、原案のとおり可決されました。

○日程第14 議案第80号

○議長(瀬川左一君) 日程第14 議案第80号令和元年度七戸町各会計歳入歳出決算の認定についてを議題といたします。

本件につきましては、去る9月3日の本会議において、決算審査特別委員会に審査を付託しておりましたが、決算審査特別委員会から審査の結果報告書が議長のもとに提出されております。

決算審査特別委員長より、審査報告を求めます。

決算審査特別委員長。

○決算審査特別委員長(附田俊仁君) 決算審査の報告をいたします。

9月3日の本会議において、議長を除く全議員による決算審査特別委員会が設置され、付託されました議案第80号令和元年度七戸町各会計歳入歳出決算の認定については、9日、10日の2日間にわたり、慎重審査の結果、お手元に配付いたしました決算審査特別委員会審査報告書のとおり、原案のとおり認定すべきものと決定いたしましたので、御報告いたします。

以上、御報告いたしますが、議員各位におかれましては、御賛同いただけますようお願い申し上げます。

○議長(瀬川左一君) これで、決算審査特別委員長の報告を終わります。

お諮りします。

委員長報告に対する質疑、討論を省略したいと思います。

これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(瀬川左一君) 御異議がありませんので、質疑、討論を省略することに決定いたしました。

これより、採決します。

本案に対する委員長報告は、認定すべきものです。

委員長報告のとおり、認定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(瀬川左一君) 御異議なしと認めます。

したがいまして、議案第80号令和元年度七戸町各会計歳入歳出決算の認定については、原案のとおり認定されました。

○日程第15 報告第20号

○議長（瀬川左一君） 日程第15 報告第20号令和元年度決算に基づく七戸町の健全化判断比率及び資金不足比率の報告についてを議題といたします。

これより、質疑に入ります。

発言を許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（瀬川左一君） 質疑がありませんので、これをもって質疑を終結します。

以上をもって、報告第20号令和元年度決算に基づく七戸町の健全化判断比率及び資金不足比率の報告についてを終わります。

○日程第16 発議第5号

○議長（瀬川左一君） 日程第16 発議第5号新型コロナウイルス感染症の影響に伴う地方財政の急激な悪化に対し地方税財源の確保を求める意見書の提出についてを議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

11番、田嶋輝雄君。

○11番（田嶋輝雄君） ただいま、議長より機会をいただきました。本当にありがとうございます。

本題に入る前に、今定例会におきまして、5人の方々から質問が出されました。異口同音に、新型コロナウイルス感染症対策についての質問であります。私も、今後もこういったことに関しましては、今後も深刻な危機の課題であると、そのように痛感したところでございます。

それでは、地方財源の確保に関する発議説明をさせていただきます。

去る8月17日に開催されました、総務企画常任委員会において、県町村議会議長会より配付されました文書について、議員発議として提案する件が了承されました。

新型コロナウイルス感染症の拡大は、甚大な経済的・社会的影響をもたらしており、国民生活への不安が続いている中、地方税・地方交付税等の一般財源の激減が避けがたくなっております。

地方自治体は、福祉・医療、教育、子育て、防災・減災、地方創生、地域経済活性化、雇用対策などの喫緊の財政需要への対応をはじめ、長期化する感染症対策にも迫られ、今後の地方財政はかつてない厳しい状況になることが予想されます。

よって、国において、令和3年度地方財政対策及び地方税制改革に向け、一つ、臨時財政対策債の発行額の縮減、一つ、地方交付税の総額確保、一つ、地方税収の大幅減収への、地方消費税の弾力的な対応、一つ、安定的な地方税体系の構築と国税、地方税の合理化、一つ、固定資産税の見直しは断じて行わないことの五つの内容を確実に実現するよ

う、強く要望するものでございます。

このたび、盛田恵津子議員、宥清悦議員の御賛同を得まして、「新型コロナウイルス感染症の影響に伴う地方財政の急激な悪化に対し地方税財源の確保を求める意見書の提出について」の決議案の発議をいたしましたので、議員各位におかれましては、全会一致で御賛同くださいますようお願い申し上げまして、私の説明とさせていただきます。

よろしく願いいたします。

○議長（瀬川左一君） これより、提出者に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（瀬川左一君） 質疑がありませんので、質疑を終結します。

これより、討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（瀬川左一君） 討論がありませんので、討論を終結します。

これより、採決します。

本案の採決は、起立採決とします。

本案に賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（瀬川左一君） 着席願います。

起立多数です。

したがいまして、発議第5号新型コロナウイルス感染症の影響に伴う地方財政の急激な悪化に対し地方税財源の確保を求める意見書の提出については、原案のとおり可決されました。

○日程第17 発議第6号

○議長（瀬川左一君） 日程第17 発議第6号地方財政の充実・強化を求める意見書の提出についてを議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

8番、岡村茂雄君。

○8番（岡村茂雄君） それでは、発議第6号地方財政の充実・強化を求める意見書（案）の提出理由について説明いたします。

先ほどの発議第5号と重複する部分もありますが、あえて説明させていただきます。

今、地方自治体では、少子化と超高齢化という過去に例がない課題を抱えながらも人口減少が続いており、医療・介護などの社会保障への対応や、子育て支援対策、地域交通対策など、より多様な行政需要への対応が求められています。加えて、このたびの新型コロナウイルス感染症問題から新たな対策が求められてくると思います。

しかし、人口減少に伴う地方交付税の減少などで、地域の実情にあった行政サービスが

行き届かなくなるような財政状況にあります。また、多くの自治体では、少子化と若い世代の流出が重なり、地元の産業や公的サービスを担う人材が不足するなど、地域社会の課題も危惧されます。そのような中で、国では、地方分権や人口の東京一極集中是正のために「まち、ひと、しごと創生事業」など、地方の政策を支援する対策を講じています。

しかし、財政については、地方交付税の削減に向けた方向が続けられようとしています。

これまでも、地方財政の充実・強化について意見書を提出してきました。その中でも、地方財政の主要財源である地方交付税については、一つとして、全国で最も行財政改革などにより、歳出削減をしている自治体の状況に合わせた交付税の算定方式とする、いわゆるトップランナー方式とも言われますが、業務改革の取組等の成果を反映した算定や、昨日の決算審査特別委員会でも説明がありましたが、本来国が責任を持つべき地方交付税の一部を、地方自治体に借金で埋め合わせをさせる臨時財政対策債の運用が、財源保障機能としての地方交付税の趣旨に反するもので、地方6団体の中からも意義などが出されています。

また、新型コロナウイルス感染症対策で、国の借金が大幅に増えたことから、今後の地方財政へのさらなる影響が懸念されます。

このようなことから、政府に対し、地方自治法第99条の規定による意見書を提出するために提案するものです。議員の皆様には、この趣旨を御理解の上、全会一致で御賛同くださいますようお願いいたします。

○議長（瀬川左一君） これより、提出者に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（瀬川左一君） 質疑がありませんので、質疑を終結します。

これより、討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（瀬川左一君） 討論がありませんので、討論を終結します。

これより、採決します。

本案の採決は、起立採決とします。

本案に賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（瀬川左一君） 着席願います。

起立多数です。

したがいまして、発議第6号地方財政の充実・強化を求める意見書の提出については、原案のとおり可決されました。

○日程第18 議員派遣について

○議長（瀬川左一君） 日程第18 議員派遣についてを議題とします。

お諮りします。

議員派遣の件につきましては、お手元に配付のとおり、派遣したいと思います。

これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（瀬川左一君） 御異議なしと認めます。

したがって、議員派遣については、原案のとおり可決されました。

○追加日程第1 議案第88号

○議長（瀬川左一君） 追加日程第1 議案第88号工事請負変更契約の締結について（上見町橋橋梁整備工事）を議題といたします。

町長から提出議案について、提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（小又 勉君） ただいま、提出いたしました全議案、原案どおり可決くださいまして、誠にありがとうございます。また、議員各位には、お疲れのところ大変恐縮ではありますが、追加議案がございますので、概要について御説明いたします。

議案第88号工事請負変更契約の締結について（上見町橋橋梁整備工事）は、工事内容に変更を生じたため、契約金額の変更について、地方自治法及び町条例の規定により提案するものです。

以上、1議案について、追加提案させていただきますので、慎重審議の上、御賛同賜りますようお願い申し上げます。

○議長（瀬川左一君） 以上で、提案理由の説明を終わります。

これより、質疑に入ります。

発言を許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（瀬川左一君） 質疑がありませんので、これをもって質疑を終結します。

これより、討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（瀬川左一君） 討論がありませんので、これをもって討論を終結します。

これより、本案について採決します。

本案は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（瀬川左一君） 御異議なしと認めます。

したがって、議案第88号工事請負変更契約の締結について（上見町橋橋梁整備工事）は、原案のとおり可決されました。

○閉会宣告

○議長（瀬川左一君） 以上で、今期定例会に付議された事件は、全て議了しました。
ここで、その他に入りたいと思います。その他、何かございませんか。

13番議員。

○13番（田島政義君） お疲れのところ、すみません。

今回、前もって、何ら町長には前触れもなく、今、ぶしつけ質問したいと思いますが、何とぞ、よりよい御返事をいただければと思います。

というのは、来年4月に町長選挙が施行されます。そういうことで、七戸は、県内に先立っていろいろな事業を展開してきました。まだまだ、これから残されている荒熊内地区、またバイパスの関係、そして今日白石議員から出ました教育問題の関係もありますので、健康が許す限り、まだまだ私より若いですから頑張ってください、町長選挙に出馬をお願いしたいと思います。御返事をいただきたいと思います。よろしくお願ひします。

○議長（瀬川左一君） 町長。

○町長（小又 勉君） これまで、町長に就任して大分たちます。皆様の力強い御支援をいただきながら、町政に鋭意取り組んでまいりました。考えてみれば、合併後もう15年たちます。おかげさまで、町民の心のこの一体感、こういったものも、よく進みました。それがまた力になって、町の形といいますか、姿、もう大きく変わってきました。どう変わったかという、かなり賑わいも増してきたところもあります。

これからさらに、時代というものが早く変化をしていきます。今はまた、コロナウイルス感染症という、もう未曾有の困難にちょうど直面をしているという状況でありますけれども、非常に大事な時期で、こういったことに対しての足踏みというのは、これは許されるものではないというふうに思っております。したがって、こういう状況の中で、皆さんの御支援をいただけるなら、再度、再び町長としてその先頭に立って、町政を担っていきたいと思っています。どうぞよろしくお願ひをしたいと思います。

（拍手）

○議長（瀬川左一君） 13番議員。

○13番（田島政義君） ありがとうございます。議員の皆さんも一生懸命やりますので、何とか健康に留意されて頑張ってください。

ありがとうございます。

○議長（瀬川左一君） ほかにありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（瀬川左一君） これをもって、令和2年第3回七戸町議会定例会を閉会します。
お疲れさまでした。

閉会 午前11時55分

以上の会議録は、事務局長天間孝栄の記載したものであるが、内容に相違ないことを証明するため、ここに署名する。

令和2年9月 日

上北郡七戸町議会 議長

議員

議員